

# 中国ビジネス Q&A

## 中国における入札参加の注意事項

**Q** 中国では、国有企業や大手民間企業の調達に際して入札が広く行われ、「中華人民共和国入札法」（以下「入札法」）、「中華人民共和国入札法实施条例」（以下「入札法实施条例」）などの関連法令がそれを厳しく規制し、当局も厳格な監督管理を行っています。中国における入札制度はどのように構築され、一般にどのような手続が必要とされているのでしょうか。また、応札に関する禁止行為とその法的責任はどのように定められ、入札に参加する日系企業はどのような事項に気を付けるべきでしょうか。

### A 1. 中国入札制度の概要

#### (1) 基本的な法体系

中国では、2000年1月1日施行の「入札法」（17年に改正・施行）により入札の基本的な法制度が確立された後、「入札法实施条例」および関連法令が次々と公布され、それと同時に、「中華人民共和国政府調達法」などの政府調達に関する法令も順次整備されました。こうして、入札に関する中国の法体系が基本的に構築され、中国国内のあらゆる入札活動が規範化されました。

#### (2) 入札に携わる主体

入札に関わる者には、一般に入札募集者、入札者および入札募集代理機関の3つがあります。まず、入札募集者とは、「入札法」など法令の規定に従って入札募集事業を提示し、入札募集を行う法人その他の組織をいいます。また、入札者とは、入札募集に応じて入札に参加する法人その他の組織をいし、入札募集事業を担当する能力を備えていることが求められ、国の関連規定や入札説明書が入札者の資格要件を定めている場合には、それを充足していなければなりません。さらに、入札募集代理機関とは、法に基づいて設立され、入札募集に関する代理業務に従事し、関連サービスを提供する社会的な仲介組織を指し、その代理の範囲は入札募集者が決定し、同機関による行為の効果は、入札募集者および応札者に帰属します。

#### (3) 強制入札募集と任意入札募集

入札募集にはいくつかの分類方法がありますが、法律による入札募集の実施義務付けの有無という観点から見ると、強制入札募集と任意入札募集に分けられます。前者に関して「入札法」および「入札法实施条例」の関連規定は、中国国内において次の3つの工事建設プロジェクト（プロジェクト、プロジェクトに関する貨物・サービスを含む）を実施するためには、入札募集を行わなければならないと定めています。

- ①大型インフラ施設、公共事業その他社会公共の利益および公衆の安全と関わるプロジェクト
- ②その全部または一部に国有資金投資または国家融資を用いるプロジェクト
- ③国際組織または外国政府からの借款・援助資金を用いるプロジェクト

なお、強制入札募集の事業であるにもかかわらず入札を行わなかった場合には、法律の強制規定への違反となることから、「民法典」153条に基づき、その事業に関する契約が無効になると解されます。

### 2. 一般的な入札手続

「入札法」、「入札法实施条例」などの関連法令によると入札手続は図1のようになり、大まかなイメージとして、入札募集→応札→開

札→入札評価→落札者決定→契約締結の順に進められます。

### 3. 応札における注意事項

#### (1) 入札書類の準備

応札にあたっては、入札募集書類における重要な用語および実質的な内容を詳細に検討のうえ、以下の諸点を十分に確認し、注意することが重要となります。

- 入札前質疑応答会、入札および開札の日時・場所など
- 「入札者資格条件」に関する各条項の内容
- 入札募集書類における商務条項・技術条項の検討および適切な応札案の選択
- 入札保証金の形式、金額、支払の期限・場所など
- 入札書類の作成・様式に関する要求および提出の方法・期限

#### (2) 入札取消しの回避

入札の有効性の確保すなわち入札取消し回避のための注意事項としては、主に次のことが挙げられます。

①利害関係の回避。入札募集者との利害関係があることにより入札募集の公正に影響が及び得る場合には、入札に参加してはならず「利害関係の存在」および「入札募集の公正に影響を及ぼす可能性の存在」の2つの要件が同時に充足されると、その禁止が発動されます。また、同一人物がそれぞれの責任者を同時に務め、または相互に支配・管理の関係にある複数の事業体は、同一セクションの入札、またはセクションが未区分の同一の入札募集事業の入札に参加することができません。

②資格条件の有効性・適合性。入札募集書類における資格要件は、入札者の各種有効な証明書等により証明されることから、入札者は、応札の申込みにあたり、資格文書の完全性、有効性および適合性を確認のうえ期限までに提出しなければなりません。

③商務条項および技術条項に関する要件の充足。入札書類の商務条項・技術条項は、入札募集書類の要求に応じたものでなければならず、それに達していないと入札が取り消されるおそれがあります。また、入札書類への署名・押印や提出期限などに対する要求にも注意が必要です。

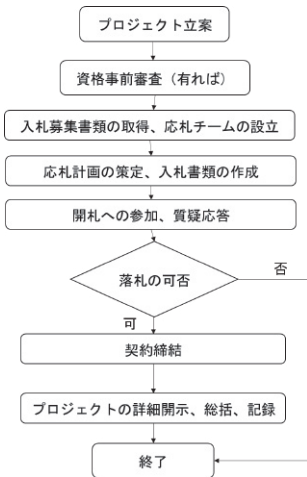
### 4. 応札における禁止行為

#### (1) 実質的な交渉

「入札法」43条は、入札募集者と入札者との間においては、落札者確定前の段階で入札価格、入札案等の実質的な内容に関する交渉をしてはならないと明確に定めています。これに違反して落札の結果に影響を与えたときは、落札が無効となります。この実質的な交渉の成否に関する裁判所の判断は、一般に、契約締結の時期、前後の契約の内容、契約履行の状況などに基づいて総合的に行わ

金杜法律事務所(King&Wood Mallesons)  
中国弁護士 中国政法大学大学院 特任教授 劉新宇

図1 入札手続き



れています。例えば、A社(入札者)とB社(入札募集者)が入札募集前に工事の実質的な内容について交渉のうえ「建設工事契約」および「補充協議書」を締結した事例において、裁判所は、法令の強制規定に違反するこれらの契約は無効であるとの判決を下しました。

また、入札募集者・入札者間における実質的な交渉が特定の入札者による落札を目的とするいわゆる「入札談合行為」と認められた場合、相応の法的責任を問われることがあります。

(2) 入札談合

「入札法」32条は、入札者に対し、入札見積について相互に通謀すること、他の入札者の公平な競争を排除して入札募集者または他の入札者の合法的な権利・利益を害すること、入札募集者と入札談合を行って国の利益、社会の公共利益または他人の合法的な権利・利益を害することおよび入札募集者または入札評価委員会の構成員に対する贈賄を手段として落札を実現することを禁止しています。これに違反して入札談合の成立が認められた場合には、落札および関連する契約も無効となります。

(3) 虚偽応札

「入札法」33条は、入札者が他人名義による応札またはその他の方法による虚偽を手段として落札を詐取することを禁止しています。これに関し、「入札法実施条例」42条によると、譲受、賃借等の方法で取得した資格や資質証書を用いて応札した場合には「他人名義による応札」が、また、入札者に次に定める事情のいずれかが存する場合には「その他の方法による虚偽」が成立するものとされています。

- 偽造または変造された許可証書を使用したこと
- 虚偽の財務状況または業績を提供したこと
- 虚偽の事業責任者もしくは主要技術員の略歴または労働関係証明書を提出したこと
- 虚偽の信用状況を提出したこと
- その他虚偽を用いたこと

虚偽応札の場合も、落札および関連する契約が無効となります。

5. 法的責任

(1) 行政責任

入札手続の過程で行われる違法行為(例えば、入札談合または賄賂を手段とする落札、虚偽応札、落札業者の違法な譲渡または委託、入札募集もしくは入札書類に基づかない契約または契約の実質的な内容に反する契約の締結、落札者による契約の不履行など)につい

て、「入札法」は、行政監督管理機関による入札者または事業体の直接責任を負う主管者その他直接責任者に対する罰金、入札者に対する違法所得の没収、裁量的な業務停止命令、情状が重要な場合における強制入札募集事業への一定期間内の入札資格停止(1~2年、1~3年または2~5年)などの処分を、また、市場監督管理機関による営業許可証の取り消しの処分を定めています。

(2) 民事責任

入札時の不適切な行為をめぐる民事責任としては、次のものが挙げられます。

①契約締結上の過失責任：入札は一種の特殊な契約締結の方式であり、入札募集の公告から契約締結までの期間に信義誠実の義務に違反して相手方の信頼の利益を侵害したときは、契約締結において犯したその過失につき、相手方に損害賠償をしなければなりません。

②権利侵害責任：入札の当事者が「入札法」に違反する権利侵害行為を行って他人に損害を与えた場合には、その被害者に対する賠償責任が発生します。例えば、「某工事の設備調達入札プロジェクト」の入札に参加するため、付属設備を供給する他社の業績を含む実績評価を提出したF社は、裁判所により虚偽応札の成立が認定され、競争関係にあるG社への権利侵害の賠償として50万人民元の支払が命じられました。

③違約責任：入札募集者と入札募集代理機関との間または入札募集者と落札者との間で契約が締結され、当事者の一方が違約を犯した場合には、相手方当事者に対して違約責任を負うものとなります。また、「民法典」によると、その責任負担の方法には主に履行の継続、損害の賠償、違約金の支払があります。

(3) 刑事責任

入札手続においては、刑法の規定に抵触し犯罪が成立する可能性もあり、例えば刑法223条は、入札談合罪として、「入札者が入札見積りについて相互に通謀して入札募集者または他の入札者の利益を害し、その情状が重大なときは、3年以下の懲役もしくは拘留に処するとともに罰金を併科し、または罰金の単科とする。入札者と入札募集者が入札談合を行って国、集団、公民の合法的な利益を害したときは、前項の規定により処罰する」と定めています。実際に同罪に問われた裁判例も見受けられ、決して軽視してはなりません。

6. おわりに

「入札法」などの関連法令は入札手続において、実質的な交渉、入札談合、虚偽応札などの実務上の問題を踏まえ、応札、開札、入札評価、落札者決定、契約締結の過程を厳しく規制するとしています。従って、日系企業や日本企業は、中国国内で入札に参加するにあたり、公開、公平、公正および信義誠実の原則をあらゆる段階で遵守するとともに、必要な場合には専門家による協力も得ながら関連する入札業務を調整し、関連法令に定められた手続および要件に厳格に則ってこれを進めていく必要があります。